

南木曾町の不妊治療支援事業

(南木曾町不妊治療助成事業実施要綱)

～不妊治療 保険診療と保険適用外診療（先進医療等）の費用助成事業～

◎対象者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>南木曾町に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦</u>・ <u>妻の年齢が43歳未満</u>である者・ 町税及び南木曾町に滞納のある者を除く
◎内容	保険医療機関での不妊治療に対する <u>保険診療と保険適用外診療</u> （先進医療等）の <u>治療費にかかる自己負担金の一部を助成</u> する。
○治療の範囲	<ul style="list-style-type: none">・ 不妊症にかかる<u>検査費・診療費・入院費</u>・ <u>不育症</u>についても不妊症の一部として取り扱う。
○対象経費	対象経費の額は、 <u>3月から翌年2月までの不妊治療に要した費用のうち、次に掲げる額の合計額</u> <ul style="list-style-type: none">・ <u>医療保険の一部負担金</u>・ <u>医療保険適用外治療費</u>
○助成金の額	助成金の額は、 <u>対象経費の9割</u> とする。 <u>（上限は年額50万円）</u>
○助成の回数	夫婦1組につき <u>1年度あたり1回</u> とし、 <u>通算5回を限度</u> とする。